



様式第2号

令和3年/10月22日

坂戸市議会議長 様

会派名 公明党

代表者名 古内 秀宣



実施報告書

下記のとおり、調査研究等を実施したので報告します。

記

- 1 期 日 令和3年10月15日(金) 午後1時30分～3時23分
- 2 参加者氏名

古内秀宣	藤野 登	柴田文子	野沢聖子

- 3 調査研究等の行き先及び内容

行き先	内 容
坂戸市役所 3階 本会議場	坂戸市議会議員研修会 「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

- 4 概要

別添のとおり

坂戸市議会議員研修会結果報告

- 1 日時 令和3年10月15日(金)午後1:30～3:23
- 2 行先 坂戸市役所 本会議場
- 3 内容 「議会運営の諸課題と議員の倫理について
～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

4 内容についての概要

本市議会は、前記内容について、議員研修を行った。

概要は次のとおりである。

- (1) 講演 「議会運営の諸課題と議員の倫理について
～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」

講師 元全国都道府県議会議長会事務局次長

内田 一夫先生

ア 議員のコンプライアンス

- ・一般的には「法令を遵守すること」とされているが、議員のコンプライアンスについては、議員活動の複雑さに留意する必要がある。
- ・議員活動には、定例会等の議会活動と、住民の声をすくい上げる等の議員活動があり、選挙活動や後援会活動、私人としての活動が混在している。
- ・議員のコンプライアンスは単なる「法令遵守」ではなく、議会活動等議員が住民から負託された役割を果たすために、フィールドの範囲内であれば存分に活動できることを自ら確認することに意義があり、主体性・自己責任性が非常に強い。
- ・議員の活動原理は「公正公平」であり、「全体の奉仕者」である。

イ 議員とは

- ・議員は地方公務員法における特別職の地方公務員であり、全体の奉仕者。
- ・特別職の公務員であることから発生する責任には、法的責任として、議会の秩序維持、兼職・兼業禁止、贈収賄、あっせん利得、議員報酬等の公費負担がある。
- ・特別職である議員には守秘義務の適用がない(政治倫理の問題)。
- ・政治家であることから発生する責任には、寄付禁止・選挙違反などの法的責任や資産公開・政治資金規正などの透明性の確保、職務の公正・公平性の確保、議員活動の透明性の確保、ハラスメントの禁止などの高潔性の確保などがある。

ウ 議会活動における責任

(ア) 品位の保持

- ・議員は、議会の品位が確保されるよう努めなければならない。
- ・品位の保持とは、「互いの人格を尊重し、言論の府としてのルール(立場の異なる意見も尊重すること、少数意見も尊重すること、他人を誹謗するような発言を行わないこと、力ではなく言論によること)に従った活動を行うこと」とする。

(イ) 発言をめぐる責任

① 発言のルール

- ・ 質疑者が心すべきこと（的を得た質疑、わかりやすい質疑、同じことを何度も質疑しない、エチケットを守る、発言についての取り決めに従うこと、他者の質疑に耳を傾けること、いかなる個人も攻撃せず、人格ではなく事実を争点にすること）。
- ・ 発言に対する制約は、発言自由の原則を前提とするが民主主義の本質からくる制約、議会の能率からくる制約が存在する。
- ・ 質問（質疑）通告においては、審議効率を高めるとの趣旨があるため質問通告書は、答弁者がおおよそその準備ができるような内容であることが適当である。

② 質問

- ・ 質問内容の選択は質問者の問題意識に関わっている。議員の政治信条を披露する場であり（議員活動の成果）質問においては、論点を明確にする必要がある。
- ・ 質問に対する提言では（議員必携により）「所信をただすことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせたり、結果としては、現行の政策を変更、是正させあるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果がある」。

③ 質疑

- ・ 質疑の意義・着眼点は、提出された議案に対し背景、国の動向、他の自治体、住民の反応など幅広く情報を収集することが必要である。

④ 反問権

- ・ 北海道栗山町議会の議会基本条例で初めて明文化された（一般質問の争点を明確にするため）
- ・ 反問権の行使が認められるのは、趣旨を明確にしないと答弁できない場合に限定されるべきであり、反問権の多用は質問や質疑の趣旨を損ねる可能性がある。

エ 政治倫理

(ア) 政治倫理とは

- ・ 政治家が持たなければならない行動ルール（規準）。議会活動だけでなく、議員活動、選挙活動、私的活動においても遵守しなくてはならない。全人格的に倫理が貫かれなくてはならない。
- ・ 「政治改革に関する有識者会議」が講じた緊急措置の中で、地方議員にも適用されたのは、寄付禁止、政治資金の透明性の向上、都道府県・指定都市議員の資産公開である。

(イ) 政治倫理の対象

- ・ 住民代表としての自覚

- ・職務の公正・公平性の確保
- ・議員活動の透明性の確保
- ・議員の高潔性の確保
- ・政治倫理違反に対する措置

(ウ) 政治倫理条例の意義

- ・議員は議長の秩序保持権に服さなければならないが、議長の秩序保持権の及ぶ時と場所は、議会の本会議中（開会中）で、議場内に限定される。
- ・議員の議会活動一般について住民から信頼を得るためにも、政治倫理条例を制定し、住民にも行動規範を示し、実行を約束することは意義がある。

(エ) ハラスメントの防止

① 議員のハラスメントの実態

- ・国立市の議員のハラスメントに関するアンケートでは、約28%の職員が議員からハラスメントを受けたとしている。最も多いのが「職務に関して違法不当不正な要求を受けた」等パワハラの実例が多い。
- ・内閣府男女共同参画局によって抽出された地方議会議員に対する調査（令和2年度）では、議員活動や選挙活動中に有権者や支援者、議員等いずれかのハラスメントを受けたと回答した者は、全体の42.3%、男性の32.5%、女性の57.6%となっている。
- ・議員が受けた、ハラスメントもある。

② ハラスメントに対する考え方

- ・ハラスメントとは、「嫌がらせ、いじめ」を言う。一般的には、職場における労働環境の問題とされている。
- ・議員は住民の代表として選挙活動や議員活動だけでなく、私的活動を含めすべての活動においてハラスメントを行わないよう注意すべきである。
- ・ハラスメントについて政治倫理条例で禁止を規定する例が増えているが、議員の職務を行う際にあたって禁止しているのが一般的である。
- ・議員のハラスメントへの対策は、研修実施や相談窓口の設置、政治倫理審査会等における注意喚起である。その場合、政治倫理条例等でどこまで義務を課しているかによると考える。

③ 議員に関するハラスメント対応への課題

- ・議員の職務の特異性（職場の範囲をどう捉えるか）
- ・相談窓口（どの部署に設置し、誰が対応するか）
- ・ハラスメントの判断（相談）機関について
- ・再発防止策について

④ ハラスメントへの対応事例

- ・「川越市議会ハラスメント根絶条例」平成31年3月7日施行
- ・「狛江市職員のハラスメントの防止等に関する条例」平成30年11月1日施行

⑤ ハラスメントについての規定例

- ・「東松山市議会ハラスメント防止条例」等。

⑥ 政治分野男女共同参画推進法によるセクハラ等の禁止

- ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の一部改正が令和3年6月10日成立、16日施行。
- ・今回の改正で、セクハラ・マタハラ等への対応策が新設され、防止に資する研修の実施や相談体制の整備などの施策を講じるものとされた。

(オ) インターネットリテラシー（インターネット活用力）

- ・SNSは情報発信及び住民の生の声を聴くために有効な手段である。
- ・SNSは「つぶやき」ではなく、拡声器であることを自覚する必要がある。

(2) 質疑応答

- ・問 川越市議会「ハラスメント根絶条例」は議長が事実関係を把握し、防止策を講じるとあり、狛江市「ハラスメント防止条例」では、市長の責任で内容等公表するとあるが、それぞれ議長、市長が該当者となった場合の対応は。
- ・答 直接該当の市に確認していないが、一般的には副議長、副市長と推測する。

- ・問 ハラスメントの対応窓口はどこがいいと考えるか。
- ・答 ハラスメントはデリケートな問題であり判断が難しい。相談には心理学者等専門家の意見も必要となる場合もある。第三者機関を設ける所もある。

- ・問 ハラスメントには、パワハラ、セクハラ等様々あるが、どう認識していけばいいか。
- ・答 難しい問題であるが、研修等重ね理解を深めることが望ましいと考える。

5 感想・所見

此度の坂戸市議会議員研修会では「議会運営の諸課題と議員の倫理について～「反問権」と「ハラスメント」を中心として～」と題し、内田一夫先生の講演を拝聴する機会に恵まれたことに、最初に感謝申し上げたい。特に、議員の倫理については、坂戸市議会において過去に問題化し、「坂戸市議会政治倫理条例」に則り、様々議論が交わされ、結論を導いた経緯もある。また、ハラスメントについては、社会的にも、近隣自治体においても問題とされたことがあり、見逃すことのできない重要な課題であると認識している。

議員のコンプライアンスとして重要なことは、議員が住民から負託された役割を果たすために「やってはいけないこと」「やるべきこと」を自ら確認し、主体性・自己責任性が強く求められることである。議員の活動原理の基本は「公正公平」であ

り「全体の奉仕者」であると主張された通り、これを見失い、ルールやマナー、社会常識を逸脱し「議員であるから何をしてもいい」と判断し行動をすることが間違いであることを、改めて確認する機会となった。

議員によるハラスメントにおいては、アンケートに象徴されるように、近年問題化・深刻化しており、実態の把握や研修・相談窓口の設置は必要であるとの認識を新たにした。一方で、議員が公人としての立場上、情報が公になっているが故に、ハラスメントに類する行為を受けることもある点に、共感を覚えた。

いずれにしても、ハラスメントは、いじめ・嫌がらせであり「絶対悪」であることを誰人も認識し、客観的に自己を観る自己責任性を高める以外にないと感じる。そして、今回のような研修が今後も行われ自己啓発の場になるよう期待したい。

コロナ禍において社会全体が大きな影響を受け、孤立化が深刻さを増している。ストレスを抱えていない人はいない困難な時代であるからこそ、互いを尊重し絆を深められるような温かい社会の構築を目指して、職務に全力を注ぐ決意を新たにした次第である。